

規制の事後評価書

令和 8 年 8 月
国家公安委員会・警察庁

目 次

1	道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）により新設又は緩和された規制	
(1)	受験資格に関する規定の見直し	1
(2)	75歳以上の運転免許保有者に対する運転技能検査の新設	5
(3)	都道府県公安委員会による医師の診断書の提出命令の新設	9
(4)	基準該当若年運転者の受講義務に関する規定の新設	13
2	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）により新設された規制	
(1)	クロスボウに係る所持禁止・所持許可制の新設	17
3	道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第16号）により拡充又は緩和された規制	
(1)	旅客自動車教習所の制度の廃止	22
(2)	試験の一部免除に関する規定の整備	25
(3)	試験の一部免除に関する規定の見直し	28
(4)	臨時適正検査を行うことができる場合の拡大	31

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：道路交通法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 42 号）

規制の名称：受験資格に関する規定の見直し

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁交通局運転免許課

評価実施時期：令和 8 年 8 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- 第二種運転免許、大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「第二種免許等」という。）には、受験資格要件として、年齢要件及び経験年数要件が設けられているが、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第32条の7第2号、第32条の8第2号又は第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項若しくは第10項に規定する教習（以下「受験資格特例教習」という。）を修了した者については、第二種免許等の受験資格要件を19歳以上かつ普通免許等保有1年以上に引き下げることとしたもの

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

■ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値			
① 旅客自動車運送事業者等における運転者不足解消等の効果	事前評価時	—			
	事後評価時	【特例取得者数（注１）及び特例取得者の交通違反件数・交通事故件数（令和７年中）】（注２） 特例取得者数 ４,５９３人、交通違反件数 ２６０件、交通事故件数 ２３件 【特例取得者及び免許保有者１０万人当たり交通違反件数・交通事故件数（全体・死亡重傷）（令和７年中）】（注３）（注４）			
			特例取得者１０万人当たり件数	免許保有者１０万人当たり件数	比較（注４）
		交通違反	５,６６１	４,９４６	１.１４
		交通事故（全体）	５０１	３５２	１.４２
		交通事故（死亡重傷）	０	３５	

（注１） 受験資格特例教習を利用して制度開始（令和４年５月１３日施行）から令和７年末までに第二種免許等を取得した延べ人数

（注２） 交通違反件数及び交通事故件数については、特例取得者のうち若年運転期間中に発生させた件数のみ計上

（注３） 特例取得者及び免許保有者は、令和７年末時点の数（特例取得者については、制度開始（令和４年５月１３日施行）から令和７年末までの延べ人数）

（注４） 免許保有者１０万人当たりの交通違反件数及び交通事故件数（全体）を１としたときの特例取得者１０万人当たりの交通違反件数及び交通事故件数（全体）

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値	
①	事前評価時		
	事後評価時		

■行政費用

		算出方法と数値	
①	事前評価時	行政費用は発生しない。	
	事後評価時	行政費用は発生しなかった。	

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値	
①	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。	
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。	

3 考察

- 本規制緩和以降、同制度を利用して第二種免許等を取得した者は、制度開始（令和4年5月13日施行）から令和7年末までで延べ4,593人であり、旅客自動車運送事業者等における運転者不足解消に資するものとなっていると考えられる。
- 受験資格特例教習制度の開始以降、特例取得者10万人当たりの交通違反件数は、免許保有者10万人当たりと比較して大きな差はなく、また、特例取得者10万人当たりの交通事故件数（全体）は、免許保有者10万人当たりと比較して1.42倍であるものの、特例取得者の交通事故件数（死亡重傷）は0件であることから、交通安全の確保の観点からも、本規制緩和には一定の妥当性があると考えられる。
- 本規制緩和に伴い発生する行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- 結論として、今後も同制度を利用して第二種免許等を取得する者は一定数見込まれることから、本規制緩和を継続することが妥当であると考察する。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：道路交通法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 42 号）

規制の名称：75 歳以上の運転免許保有者に対する運転技能検査の新設

規制導入時の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部署：警察庁交通局運転免許課

評価実施時期：令和 8 年 8 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・ 高齢運転者の運転技能の低下に着目し、自らの運転技能の低下の程度について理解させるとともに、運転技能が明らかに低下した者を早期に道路交通の場から排除することを可能とする制度を新設したもの。具体的には、75 歳以上の運転免許保有者のうち、一定の基準に該当するものは、運転免許証の更新時等に、普通自動車等の運転について必要な技能の検査（以下「運転技能検査」という。）を受けなければならない、この結果、一定の基準を満たさない者について、都道府県公安委員会は運転免許証の更新等をしないことができるとしたもの

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☐おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☒想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☒想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値		
① 75歳以上の高齢運転者による交通事故の抑制効果	事前評価時	—		
	事後評価時	【運転技能検査の実施状況（令和7年中）】 運転技能検査対象者 165,756 人、合格者数 145,935 人、合格率 88%		
		【運転技能検査受検者及び高齢者講習（注1）受講者 10 万人当たり交通事故件数】（注2）		
			運転技能検査受検者	高齢者講習受講者
	交通事故	1551	571	2.7

（注1） 更新期間が満了する日における年齢が 70 歳以上の者は、運転免許証等を更新する際、講義、運転適性検査器材による指導及び実車指導を内容とする 2 時間の高齢者講習の受講が義務付けられている。

（注2） 令和 5 年 5 月 15 日から 8 月 31 日までの間の運転技能検査（1 回目）受検者及び高齢者講習の実車指導の受講者（75 歳以上）について、受検・受講の結果や受検・受講後 2 年間の交通事故の発生状況等を追跡調査した結果に基づく。

（注3） 高齢者講習受講者 10 万人当たりの交通事故件数を 1 としたときの運転技能検査受検者 10 万人当たりの交通事故件数

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
① 運転技能検査手数料	事前評価時	—
	事後評価時	運転技能検査手数料が発生した（運転技能検査手数料 3,650 円）。 運転技能検査の年間総件数 138,452 件（注）

（注）「年間総件数」は、規制新設後（令和4年から令和7年まで）の平均件数

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	行政費用の増加は生じない。
	事後評価時	行政費用の増加は生じなかった。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

3 考察

- 本規制の新設により、一定数の者が運転技能検査により不合格となり、道路交通の場から排除されることで、高齢運転者による交通事故の防止に資するものになっていると考えられる。
- 一方で、本規制の新設後、運転技能検査受検者及び高齢者講習の実車指導の受講者（75 歳以上）について、受検及び受講後 2 年間の交通事故の発生状況等を追跡調査したところ、高齢者講習受講者よりも運転技能検査受検者の方が、10 万人当たりの交通事故件数が約 2.7 倍多かったことから、高齢運転者による交通事故の更なる抑制のため、運転技能検査の内容の充実を図る必要があると考えられる。
- 本規制に伴う遵守費用については、事前評価時、受検手数料の標準額が下位法令において規定されていなかったため算出することができなかったものであるが、受検者の受検手数料を含む免許更新時における手数料額は、下位法令の規定により受検者以外の 75 歳以上の高齢者のものと同額とされたため、遵守費用の増加は生じなかったことから、対応の変更は不要である。
- 本規制に伴う行政費用については、事前評価時の想定どおり、増加は生じなかった。
- 結論として、運転技能検査は、75 歳以上の運転免許保有者に対し、自らの運転技能の低下の程度について理解させるとともに、運転技能が低下した者を道路交通の場から排除することを可能とすることにより、高齢運転者による交通事故の防止に資するものであるが、更なる交通事故の抑制のため、運転技能検査の実施課題等の充実を図ることが妥当であると考察する。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：道路交通法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 42 号）

規制の名称：都道府県公安委員会による医師の診断書の提出命令の新設

規制導入時の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁交通局運転免許課

評価実施時期：令和 8 年 8 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・ 都道府県公安委員会が実施した認知機能検査により認知症のおそれがあると判定された者以外の者に対し、都道府県公安委員会が臨時適性検査（都道府県公安委員会が認めた医師による診断）の実施又は診断書の提出を命ずることができることとし、この命令を受けた者は、指定された期日までに診断書を提出しなければならないこととしたもの

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 臨時適性検査に代えて診断書提出命令をすることによる国民の利便性向上等の効果	事前評価時	—
	事後評価時	【認知機能検査により認知症のおそれがあると判定された者以外の者に対する臨時適性検査の実施件数】 (改正前) 令和元年 917 件 令和2年 772 件 令和3年 767 件 【3年間平均 819 件／年】 (改正後) 令和5年 553 件 令和6年 446 件 令和7年 449 件 【3年間平均 483 件／年】 【認知機能検査により認知症のおそれがあると判定された者以外の者に対する診断書提出命令による診断書提出件数】 令和5年 4,991 件 令和6年 8,295 件 令和7年 9,386 件

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	遵守費用は発生しない。
	事後評価時	遵守費用は発生しなかった。

■行政費用

		算出方法と数値
① 臨時適性検査に係る事務	事前評価時	行政費用が減少する。
	事後評価時	認知症のおそれがあると判定された者以外の者に対する臨時適性検査の実施件数は、改正前から減少し、公安委員会の事務負担が軽減されたことに伴い、行政費用は減少した。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

3 考察

- ・ 本規制の新設により、認知機能検査により認知症のおそれがあると判定された者以外の者が、臨時適性検査に代えて診断書の提出を行うことができるようになったことから、かかりつけ医等の診断を受けることができるようになり、国民の利便性に資するものになっていると考えられる。
- ・ また、認知機能検査により認知症のおそれがあると判定された者以外の者に対する臨時適性検査の実施件数は、改正前と改正後と比較すると減少しており、病院との日程調整、立会人の確保の調整等に係る公安委員会の事務負担が軽減されるとともに、認知機能検査により認知症のおそれがあると判定された者以外の者に対する診断書提出命令による診断書提出件数は、本規制の新設後増加しており、診断書の提出による迅速な行政処分に資するものになっていると考えられる。
- ・ 本規制新設に伴う遵守費用は発生しておらず、行政費用は減少した。
- ・ 結論として、本規制は国民の利便性向上、行政負担の軽減及び迅速な行政処分の執行に効果があり、今後も本規制を継続することが妥当であると考察する。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：道路交通法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 42 号）

規制の名称：基準該当若年運転者の受講義務に関する規定の新設

規制導入時の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部署：警察庁交通局運転免許課

評価実施時期：令和 8 年 8 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・ 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第32条の 7 第 2 号、第32条の 8 第 2 号又は第34条第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 7 項、第 8 項若しくは第10項に規定する教習（以下「受験資格特例教習」という。）を修了した者については、第二種運転免許、大型自動車免許、中型自動車免許（以下「第二種免許等」という。）の受験資格要件が引き下げられたが、受験資格特例教習を受けて早期に第二種免許等を取得した者が、一定の期間内に自動車等の運転に関し違反行為を行い、当該違反行為が一定の基準に該当した者（以下「基準該当若年運転者」という。）に対し、講習義務を新設したもの

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 基準該当若年運転者に対し、再度運転に必要な能力を養成すること等により、交通事故及び交通違反を防止することができる 効果	事前評価時	—
	事後評価時	【若年運転者講習受講者数及び受講後取消し件数（注１）】（注２） 若年運転者講習受講者数 64 人、受講後取消し件数 0 件 【特例取得者数（注３）及びその交通違反件数・交通事故件数（令和７年中）】（注４） 特例取得者数 4,593 人、交通違反件数 260 件、交通事故件数 23 件

（注１） 若年運転者講習受講後の若年運転者期間中に再度違反行為を行い、当該違反行為が一定の基準に該当したことにより、受験資格特例教習で取得した免許を取り消した件数

（注２） 若年運転者講習受講者数及び受講後取消し件数については、制度開始（令和４年５月１３日施行）から令和７年末までの延べ人数及び延べ件数

（注３） 受験資格特例教習を利用して制度開始（令和４年５月１３日施行）から令和７年末までに第二種免許等を取得した延べ人数

（注４） 交通違反件数及び交通事故件数については、特例取得者のうち若年運転者期間中に発生させた件数のみ計上

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
① 若年運転者講習の講習手数料	事前評価時	講習手数料が発生する。
	事後評価時	講習手数料が発生した（講習手数料の１時間当たり標準額 2,600 円×９時間＝23,400 円）。

■行政費用

		算出方法と数値
① 本規制の新設に関する広報啓発に要する費用	事前評価時	広報啓発に要する費用が発生する。
	事後評価時	広報啓発に要する費用が発生した。
② 若年運転者講習の通知手数料	事前評価時	通知手数料が発生する。
	事後評価時	通知手数料が発生した（通知手数料 1,000 円）。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

	算出方法と数値
--	---------

①	事前評価時	
	事後評価時	

3 考察

- ・ 本規制の制度開始以降、若年運転者講習受講後の若年運転者期間中に違反行為を行い、当該違反行為が一定の基準に該当したことにより、受験資格特例教習で取得した免許を取り消した件数は0件であることから、若年運転者講習は、受講者に対して旅客自動車等の運転に必要な能力を養成することで、交通事故及び交通違反の防止に資するものになっていると考えられる。
- ・ 本規制に伴う遵守費用及び行政費用は発生しているが、事前評価時の想定どおりである。
- ・ 結論として、若年運転者講習は、特例取得者のうち、交通違反等を繰り返し、基準該当若年運転者の対象となった運転者に対し、再度旅客自動車等の運転に必要な能力を養成するとともに、本来の受験資格等が定める年齢に達するまでの間、日頃の運転に緊張感を与え、安全運転を習慣化させる目的から、交通事故及び交通違反の防止に資する規制であり、今後も継続することが妥当であると考察する。

規制の事後評価書

法令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

規制の名称：クロスボウに係る所持禁止・所持許可制の新設

規制導入時の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁生活安全局保安課

評価実施時期：令和8年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・ クロスボウを所持禁止の対象とした上、標的射撃等一定の用途に供するためクロスボウを所持しようとする者は、クロスボウの取扱いに関する講習会を受講した上、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととする。また、一定の犯罪行為を行った者や他人の生命、身体又は財産を害するおそれのある者等の人的欠格事由を設ける。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① クロスボウの所持を一般的に禁止し、所持許可制を導入することにより、規制対象となるクロスボウを使用した事件を防ぎ、国民の生命及び身体に対する被害の防止を図る効果	事前評価時	—
	事後評価時	【クロスボウが使用された故意に人の生命・身体を害する罪の事件の検挙件数】 規制新設前（平成 22 年 1 月から令和 4 年 3 月 14 日まで）：18 件 規制新設後（令和 4 年 3 月 15 日から令和 7 年末まで）：0 件 〈参考〉 規制新設後、クロスボウの使用がうかがわれる人の生命・身体を害する罪に係る事件の発生についても把握無し。

注）故意に人の生命・身体を害する罪は、殺人、強盗致傷、傷害及び暴行が該当

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
① （所持許可を受ける場合）「クロスボウの所持許可の申請に対する審査」及び「クロスボウの取扱いに関する講習会」に係る手数料の費用 ② （所持許可を受けない場合）クロスボウを適法に所持できる者へ譲り渡す費用	事前評価時	①（所持許可を受ける場合） クロスボウの所持許可の申請に係る遵守費用が発生する。 〈参考〉 ○ 空気銃に係る所持許可申請に係る手数料の標準額：10,500 円 ○ 空気銃の取扱いに関する講習会に係る手数料の標準額：6,900 円 ②（所持許可を受けない場合） 遵守費用の発生はない。 〈参考〉 ○ 警察に提出又は廃棄されるクロスボウの数：算出不可
	事後評価時	①（所持許可を受ける場合） クロスボウの所持許可の申請に係る遵守費用が発生した。 〈参考〉 ○ クロスボウの所持許可の申請に対する審査に係る手数料の標準額：10,500 円 ○ クロスボウの取扱いに関する講習会（いわゆる初心者講習）の手数料の標準額：6,900 円 ○ 令和 6 年末時点の銃刀法第 4 条第 1 項第 1 号に基づくクロスボウの所持許可数：159 本 ②（所持許可を受けない場合） 遵守費用は発生しなかった。 〈参考〉 ○ 7,463 本が警察に提出された（令和 4 年 9 月 14 日（経過措置期間

終了日) 時点)。

■行政費用

		算出方法と数値
① (所持許可が行われる場合)「クロスボウの所持許可の申請」、「クロスボウの取扱いに関する講習会の開催」及び「行政処分」に係る事務処理に要する費用 ② (所持許可が行われない場合)回収したクロスボウの廃棄に係る事務処理に要する費用	事前評価時	① (所持許可が行われる場合) 特段の体制の強化等なく対応することができるものであり、費用の増加は僅少である。 〈参考〉 ○ クロスボウに係る行政処分の件数：推定も含め算出不可能 ② (所持許可が行われない場合) 回収したクロスボウの廃棄に係る事務負担が生じるが、費用の増加は僅少である。
	事後評価時	① (所持許可が行われる場合) 事務処理に要する費用が発生したが、特段の体制強化等なく対応可能なものであり、費用の増加は僅少であった。 〈参考〉 ○ 規制新設後から令和6年末までのクロスボウの所持許可に係る行政処分の件数：2件 ○ 令和6年末時点の銃刀法第4条第1項第1号に基づくクロスボウの所持許可数：159本 ○ 規制新設後から令和6年末までのクロスボウの取扱いに関する講習会の開催件数 いわゆる初心者講習：116回 いわゆる経験者講習：8回 ② (所持許可が行われない場合) 回収したクロスボウの廃棄に係る事務処理に要する費用が生じたが、特段の体制強化等なく対応可能なものであり、費用の増加は僅少である。 ○ 7,463本が警察に提出された(令和4年9月14日(経過措置期間終了日)時点)。

■その他の負担

.

3 考察

- ・ 規制新設後、クロスボウを使用して故意に人の生命・身体を害する罪に係る事件の検挙・発生は把握されていないことから、国民の生命及び身体に対する被害の防止には一定の効果がみられる。
- ・ 遵守費用として、クロスボウを所持しようとする者には、所持許可の申請等に関する手数料等が生じている。また、行政費用も発生しているが、特段の体制強化等なく対応されていることから、その増加は僅少である。
- ・ 国民の生命及び身体に対する被害の防止の効果について金銭価値化することは困難であるが、結論として、本規制については一定の効果がみられることから、継続することが妥当であるものと考察する。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 16 号）

規制の名称：旅客自動車教習所の制度の廃止

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁交通局運転免許課

評価実施時期：令和 8 年 8 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- 第二種運転免許（以下「第二種免許」という。）の受験資格要件は、21歳以上かつ普通自動車免許等保有 3 年以上であったところ、旧道路交通法施行令第34条第 3 項第 2 号及び第 4 項第 2 号の教習（以下「旅客自動車の運転に関する教習」という。）を受けた者は、経験年数の要件が 2 年に緩和されるという制度であったが、道路交通法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第42号）により、第二種免許の受験資格を普通免許等保有 1 年以上に引き下げる特例に係る新たな教習制度（以下「受験資格特例教習制度」という。）が新設されたことに伴い、旅客自動車の運転に関する教習制度が廃止されたもの

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 自動車教習所等の事務が合理化され、受験資格特例教習制度の簡明化により、第二種免許が取得しやすくなる効果	事前評価時	—
	事後評価時	【受験資格特例教習を受け第二種免許を取得した人数】（注） 令和4年 292人 令和5年 794人 令和6年 990人 令和7年 930人

（注） 令和4年の統計は制度開始（5月13日施行）以降のもの

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	遵守費用は発生しない。
	事後評価時	遵守費用は発生しなかった。

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	行政費用は発生しない。
	事後評価時	行政費用は発生しなかった。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

3 考察

- ・ 本規制の拡充により、運用実態がほとんどなかった旅客自動車教習所が廃止され、自動車教習所等の事務が合理化されるとともに、施行後、受験資格特例教習制度を利用して第二種免許を取得した人数が増加するという効果が生じている。
- ・ 本規制拡充に伴い遵守費用及び行政費用は発生していない。
- ・ 結論として、今後も受験資格特例教習制度を利用して第二種免許を取得する者は一定数見込まれることから、旅客自動車の運転に関する教習制度の廃止は妥当であると考察する。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 16 号）

規制の名称：試験の一部免除に関する規定の整備

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁交通局運転免許課

評価実施時期：令和 8 年 8 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・ 運転免許の失効後 6 月以内（海外旅行、災害等その期間内に免許を受けることができなかったやむを得ない理由がある者については、免許が失効した日から起算して 3 年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して 1 月以内）の者（以下「特定失効者」という。）のうち、その者の年齢等に応じて運転免許証の更新を受けようとする者と同様の検査、講習等を受けたものについては、運転免許試験（以下「試験」という。）の一部を免除することとされている。また、病気等による免許の取消処分を受けた者で、当該処分を受けた後 3 年以内であるもの（以下「特定取消処分者」という。）のうち、その者の年齢等に応じて運転免許証の更新を受けようとする者と同様の検査、講習等を受けたものについても、試験の一部を免除することとされている。
- ・ しかし、特定失効者及び特定取消処分者（以下「特定失効者等」という。）のうち、既に免許の効力が失われているにもかかわらず無免許運転をはじめとする違反行為に及び、当該違反行為を理由とする免許の拒否処分の基準に該当する者も、改正前にはその後に免許を再取得する際、試験の一部免除を受けることが可能となっていたところ、これらの者を特定失効者等から除外し、試験の一部免除を認めないこととしたもの

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

■おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 特定失効者等のうち、違反行為をして拒否処分の基準に該当した者は試験の一部免除対象から除外することにより、交通安全を確保する効果	事前評価時	—
	事後評価時	【試験の一部免除を受けて試験に合格した特定失効者等の数】 (改正前) 令和元年 259,258 人 令和2年 286,023 人 令和3年 250,761 人 【3年間平均 265,347 人／年】 (改正後) 令和5年 290,873 人 令和6年 243,662 人 令和7年 248,081 人 【3年間平均 260,872 人／年】

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	遵守費用は発生しない。
	事後評価時	遵守費用は発生しなかった。

■ 行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	行政費用は発生しない。
	事後評価時	行政費用は発生しなかった。

■ 規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

3 考察

- ・ 試験の一部免除を受けて試験に合格した特定失効者等の3年間の平均の数は、改正前と改正後と比較すると微減となっている。その差は僅少ではあるものの、改正後の合格者数は、免許が失効し、又は免許の取消処分を受けた後に違反行為をした免許の拒否処分の基準に該当する者が除外されている数である。
- ・ 本規制の拡充に伴う遵守費用及び行政費用は発生しなかった。
- ・ 結論として、免許の拒否処分の基準に該当する者へ再度免許を与える場合、全ての試験を受験させ、自動車等の安全な運転に必要な能力を有しているか確認することができるようになったため、交通安全を確保する観点から本規制を継続することは妥当であると考察する。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 16 号）

規制の名称：試験の一部免除に関する規定の見直し

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁交通局運転免許課

評価実施時期：令和 8 年 8 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- 運転免許の失効後 6 月以内（海外旅行、災害等その期間内に免許を受けることができなかったやむを得ない理由がある者については、免許が失効した日から起算して 3 年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して 1 月以内）の者（以下「特定失効者」という。）及び病気等による免許の取消処分を受けた者で、当該処分を受けた後 3 年以内であるもの（以下「特定取消処分者」という。）が新たに第一種免許又は第二種免許を受けようとする場合、受けようとする免許により運転することができる自動車を運転することができる他の種類の免許（以下「上位免許」という。）を受けていた特定失効者及び特定取消処分者（以下「特定失効者等」という。）については、試験のうち、技能試験と学科試験を免除することとされている。例えば、中型自動車免許を受けていたが当該免許を失効させた特定失効者等が、普通自動車免許を新たに受けようとする場合が該当する。改正前では、ここでいう「自動車」に原動機付自転車が含まれず、上位免許（普通自動車免許等）を受けていた特定失効者等が新たに原動機付自転車免許（以下「原付免許」という。）を受けるに当たっては、試験の免除を受けることができないため、通常の場合と同様に適性試験と学科試験を受験する必要があったところ、規制を緩和し原付免許も試験免除の対象としたもの

<今後の対応>

■そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

■おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

■おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

■おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 特定失効者等が、新たに原付免許を受ける場合、本規制緩和によって試験の一部免除を受けることが可能となる効果	事前評価時	—
	事後評価時	【特定失効者等のうち試験の一部免除で原付免許に合格した人数】（注） 令和5年中 11,876 人 令和6年中 10,232 人 令和7年中 9,714 人

（注） 当該合格者数の中には、特定失効等の対象となった免許が原付免許の者も含まれる。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	行政費用は発生しない。
	事後評価時	行政費用は発生しなかった。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・ 本規制緩和は、上位免許（普通自動車免許等）を受けていた特定失効者等が、原付免許を受けるに当たって、試験の一部免除を受けることができないという不条理を正したものであり、妥当である。
- ・ 本規制緩和に伴い、行政費用の発生及び顕在化する負担はなかった。
- ・ 結論として、試験の一部免除を受けて原付免許を取得している者は毎年1万人前後存在しており、本規制緩和を継続することが妥当であると考察する。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 16 号）

規制の名称：臨時適性検査を行うことができる場合の拡大

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁交通局運転免許課

評価実施時期：令和 8 年 8 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- これまで、都道府県公安委員会は、免許を受けた者の身体の状態に照らして、その者が自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠いているおそれがあると認められるものの、免許の取消し又は停止の事由に該当するまでには至らない者に対しては、本人の申出、違反行為又は交通事故があった場合でなければ臨時適性検査を行うことができなかったところ、これらの者に対し、臨時適性検査を行うことを可能としたもの

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠いているおそれがあると認められる者に対して、本人の申出等がなくとも臨時適性検査を行うことにより、交通の安全を確保することが可能となる効果	事前評価時	—
	事後評価時	【身体の障害に係る臨時適性検査の実施件数】 令和5年 3件 令和6年 2件 令和7年 0件

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
① 臨時適性検査の受検に係る負担	事前評価時	遵守費用は限定的である。
	事後評価時	遵守費用は限定的であった。

■ 行政費用

		算出方法と数値
① 臨時適性検査の実施に係る負担	事前評価時	行政費用は限定的である。
	事後評価時	行政費用は限定的であった。

■ 規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
	事前評価時	
	事後評価時	

3 考察

- ・ 本規制拡充後の身体の障害に係る臨時適性検査の実施件数は少ないものの、本規制の拡充は、本人の申出、違反行為又は交通事故があった場合でなくとも、自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠いているおそれがあると認められる者に対して、臨時適性検査を行うことができるようになったものであり、臨時適性検査を受検しなかった者については、免許の取消し又は停止の対象となることから、交通の安全の確保に資するものであると考えられる。
- ・ 本規制の拡充に伴う遵守費用及び行政費用については、従前の臨時適性検査の運用と変わらないものであるため、限定的であった。
- ・ 結論として、交通の安全を確保するため、今後も本規制の拡充を継続することが妥当であると考察する。